

まつしげ町 MATSUSHIGE TOWN

No. 80
2020.6

議会だより

令和2年
第1回定例会



松茂町立体駐車場

主な内容

- 町政に対する一般質問 2ページ
- 常任委員会委員長レポート 9ページ
- 予算特別委員会報告 10ページ
- 諸般の報告 11ページ
- 監査報告 11ページ
- 全員協議会報告 12ページ
- 編集後記 12ページ

発行／徳島県松茂町議会 編集／松茂町議会広報常任委員会

〒771-0295 徳島県板野郡松茂町広島字東裏30 TEL 088-699-8720 FAX 088-699-6010

「こ」が知りたい!

町政に対する

一般質問

本年最初の定例会が3月4日から3月16日にかけて開催されました。2日目にあたる3月6日には一般質問が行われました。今回は、新型コロナウイルス対策についてなど、安全対策に関する質疑応答が活発に行われました。



議会会議録は
松茂町立図書館に
6月に配置します

村田 茂 議員



1 食品ロス削減について

問

国では令和元年5月31日に食品ロスの削減の推進に関する法律が公布されており、この法律は、食品ロスの削減に関し、国・地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、

食品ロスの削減を総合的に推進することを目的としています。松茂町にも多くのスーパーやコンビニ、飲食店等がありますが、どのように対処し効率的な推進をしていくのか、お伺いします。

答

食品ロス削減の普及啓発に取り組み

町長の所信表明にもありましたように、松茂町は、国連が掲げる「持続可能な開発目標（SDGs）」に取り組んでまいります。

食品ロス削減はSDGsの「持続可能な消費と生産のパターンを確保する」という目標達成基準の一つとして掲げられ、個人の生活や意識の変革を必要とするような達成基準が設定されています。

SDGsの17の目標は相互に関連しており、それを包括的に達成すること

が解決につながります。つまり、食品ロス削減と食品リサイクルの推進という、環境と関わりが深い基準の達成を通じて、経済・社会の諸課題の同時解決に繋げることができるとしています。

食品ロスの削減を推進するためには、公共機関だけでなく、事業者や消費者の参加と連携が不可欠となります。

町といたしましては、食品ロスの現状や削減の必要性についての認識を深め、自発的に食品ロス削減ができるように理解と行動の変革を広げ、食品ロス削減の関心を増進するため、教育及び学習振興、普及啓発に取り組んでまいります。

まずは、令和2年度に、町職員のSDGsの理解を深めるため、「なぜSDGsが私たちの世界に必要なのか」、などの基本的な研修を行ってまいります。

松茂町議会委員会構成 (●議長 ▲副議長 ◎委員長 △副委員長 ○委員)

令和2年1月21日現在

委員会等	議員氏名	米田利彦	村田茂	川田修	板東絹代	立井武雄	佐藤道昭	佐藤禎宏	森谷靖	藤枝善則	佐藤富男	春藤康雄
議長							●					
副議長						▲						
議会運営委員会				○	△					◎	○	○
総務常任委員会		○			△		○	○	○	○		◎
産業建設常任委員会			○	◎		○	○		△		○	○
教育民生常任委員会		○	○	○	○	○		△		○	◎	
広報常任委員会		○	○	○	◎	○		△	○			
議会改革特別委員会		○	○	◎	△	○	○	○	○	○	○	○
予算決算特別委員会		○	○	○	△	○	○	○	○	◎	○	○
徳島県後期高齢者医療広域連合議会						○						
松茂町ほか二町競艇事業組合								○	○			
板野東部消防組合		○										○
板野東部青少年育成センター組合				○	○						○	
監査委員												○
市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会		○									○	
都市計画審議会					○			○		○	○	
松茂町総合振興計画審議会			○				○		○			

川田 修 議員



1 教員の働き方改革について

問

令和元年12月14日に教職員給与特別措置法が成立し、1年単位の変形労働時間制限の導入が出来ることになった。2021年度から導入できるとのことだが町の取り組みを質問する。また、このことに関連して3点質問する。

- ① 正確な勤務時間をタイムカードなどで客観的に把握しているか。
- ② 昨年11月26日の県教委の発表が徳島新聞に出ている。月平均残業時間が中学校で70時間40分、小学校で53時間36分となっているが、松茂町の教育現場の実態は。
- ③ 県教委が働き方改革の推進で外部人材のスクール・サポート・スタッフや部活指導員を増員する予算を計上する。このことに松茂町はどう取り組むのか。

答

管理職と現場の教育職員が共通認識を持って取り組む

文部科学省が教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針を策定、公表することが定められました。

松茂町内においても、教育職員の長時間労働の現状が認められ、これまでも問題の解決に向けて取り組みを進めて参りました。

- ① 正確な勤務時間の管理について、現在松茂町内の学校での勤務時間管理については、校長等管理職による現認による客観的管理と、各学校の集計システムへの自己申告による把握を並行する方式にて管理しており、タイムカード等での管理はできておりません。しかし、松茂町と徳島県との間の学校業務支援システムの中で、教育職員の出退勤記録をパソコンで管理できるようにグループウェアを構築中で、令和3年4月からの運用を見込んでおります。
- ② 松茂町の勤務実態について、超過勤務時間残業時間のことですが、中学校で61・8時間、小学校で44・0時間、また過労死ラインといわれる月80時間以上の超過勤務を行っている教育職員は、中学校で23・3パーセント、小学校で13・5パーセントとなっております。深刻な状況であることに変わりありません。

せん。

特に管理職、生徒指導担当、学年主任、休日に勤務の必要のある教諭等に負担があること。複雑化・多様化した学校課題への対応等に費やす時間が増えていることがうかがえます。

- ③ 外部人材の活用について、スクールサポートスタッフの配置は、部活動指導員と同様、国、県の補助事業でもあり、これらを活用しスクールサポートスタッフ1名、部活動指導員2名の配置をお願いしたいと考えております。

外部人材の活用については、学校支援地域本部に人材バンクを設置し、地域ぐるみの学校支援ボランティア活動の推進に取り組んで参りました。今後も引き続き、外部人材の活用を進めて参ります。

変形労働時間制の導入については、今後示される文部科学省令、指針などを踏まえて都道府県が条例を制定。その後この条例に従い、学校の意向を踏まえ、所管教育委員会が導入する学校や勤務時間の配分など、具体的な導入の仕方を決定する方向性です。

現在、令和3年4月の導入にむけて、各学校において、今後の業務等について協議を進めており、年間行事の見直し、勤務時間の実態把握などにつとめております。

今後さらなる業務改善に取り組み、

町教育委員会、校長等管理職と現場の教育職員が共通認識を持って制度を活用していただけるよう取り組んで参りたいと考えております。

2 終活のアドバイスについて

問

郡医師会の資料によれば、終活とは、自分が最期の時を迎えた時にしてほしいことを前もって決めておくことだ。

事前指定は自分の希望や気持ちにそって治療を決めていける。また、誰に死後を託すかということは、新聞にもよく取り上げられている。町内には75歳以上の独居老人で身寄りのない方が30人程いるようだ。地域包括支援センターの家庭訪問時に医師会の事前指定書だけでなく、終活全般の資料提供を考えるべきではないか。

答

情報提供・広報等で広く周知する

万が一のときに備え、元気なうちに自分や家族のエンディングを考える「終活」という言葉は、既に一般的になってきております。「人生の終焉に向けた活動」という言葉であります。

現状、地域包括支援センターの取り組みの中では、個別訪問による相談に

において、独居高齢者の方から、自分が亡くなった後のことについてや、任意後見契約や死後事務委任契約についての相談もございました。

身寄りのない高齢者の方には、成年後見等の制度活用により権利擁護業務に取り組んでおります。司法書士会の出前講座を利用し、くらし安心教室として成年後見制度についての講座を開催したこともございます。

高齢者の方々に向けましては、「終活」についてのパンフレットのご案内や終活セミナーの開催等情報提供を行うことにより、ご理解を深めていただけますように取り組んでまいります。

また、高齢者の方々と不安を抱える方の個々の相談にも対応するとともに、終活セミナーなどを通じて、お元気づけから準備し活用できる制度や仕組み、相談先について情報提供・広報し、広く周知してまいりたいと考えております。



藤枝善則 議員



1 新型コロナウイルス対策について

問 新型コロナウイルスによる感染が治まらず、毎日報道され、感染防止対策が議論されており、専門家も濃厚接触者対策から感染経路が不明な感染者対策へと新たなステージに入り、「感染しない・感染させない」との国民の意識・行動規制が必要と言われています。

松茂町は、徳島県の空や陸の玄関とされ、外国や県外からの人の行き来が懸念されます。町の対策は、どうするのかお聞きします。また、町民への周知方法や発熱等の症状がでたら、どうすれば良いのか等も回答下さい。

答

危機管理対策本部を設置し、できる限りの早めの対策を講ずる

国や県・保健衛生機関での対処方針

を参考にしながら、町としても最善最良の対応をすべく、去る2月26日付けで「松茂町危機管理対策本部」を設置いたしました。先に定めた、新型コロナウイルス等対策行動計画に準じて対応すべく、庁内各課との連携や、徳島県・板野郡内5町での情報共有を常時担当者間で行っております。感染拡大防止対策としては、当面のところ、3月15日までの対策として、①町主催の行事・イベントは中止するとともに施設利用団体等にも不特定多数の参加者行っています。②老人福祉センター松鶴苑・子育て支援センターは、3月15日まで休館、また、保健相談センター・図書館は、行事等を中止しています。③また、小中学校の対応については、3月24日までを臨時休校とし、部活動も中止しております。さらに、幼稚園・保育園・認定こども園については、登園自粛を呼びかけております。なお、各幼小中学校の卒業式は、来賓・保護者の参加規模を縮小して実施する予定です。④その他、日々の状況変化に応じて、今後の期間延長やイベント中止について検討中でございます。

は、これらの症状が2日程度続く場合は、直ちに徳島保健所の帰国者・接触者相談センターにご相談下さい。また、感染予防対策など一般的なご相談は、徳島県フリーダイヤルへお電話下さい。また、町からの広報活動につきましても、高齢者が多い施設や保育園・幼小中学校の保護者、商工会などの各種団体、企業、ホテル、量販店などに文書等による感染症対策への注意喚起を行っております。なお、町施設の休館や行事の変更・中止等については、放送時間帯や放送回数を工夫しながら町の広報無線を中心として周知するとともに、加えてホームページにも掲載することにしております。また、感染症の特徴や注意点、相談先などの詳細情報や最新情報についても、状況に応じて、広報無線やホームページで周知・啓発に努めてまいります。

2 プラスチックの収集について

問

①資源ゴミの出し方について
2017年に制定された

「プラスチック資源循環戦略」の一環として、プラスチック製品を減らすべくプラスチック製買物袋（通称レジ袋）が本年7月から有料になります。松茂町では、資源ゴミを出すときは、「透明または半透明のポリ袋

に入れて下さい」とされております。

家庭ゴミを出すとき、ほとんどの家庭では、レジ袋に入れて出していただきます。レジ袋が有料になり、自分の買い物袋を持って買い物しても、ゴミを出すとき、新たにプラスチックのゴミ袋を買わなければならない。それでは国が進める「プラごみ削減」の効果はありません。バイオポリエチレン等を素材とするゴミ袋を町指定の「ゴミ袋」に指定し、環境汚染問題に貢献してはどうか。

②町で収集・処理できないゴミの見直しについて

収集・処理できないゴミとは「建築廃材等、自動車・バイク（パーツ含む）、タイヤ、劇薬・農薬、ガスボンベ、バッテリー、ペンキ缶、オイル缶、云々、その他産業廃棄物」と「ゴミ収集カレンダー」に記載されております。分別方法等の詳細は「ゴミ分別ガイドブック」に記載のことでありますが、ほとんどの町民の方は、「収集カレンダー」対応している。このガイドブックの存在はほとんどの方が知らない。また、「ガイドブック」には、詳細が記載されているが現状にそぐわない箇所や建築廃材など解りにくい表現が多々あります。町民目線での見直しをしてはどうか。

答

ゴミ袋の指定はしない。
ガイドブックを充実・見直しをする

①資源ゴミの出し方について

現在、ゴミ出しに使用されたレジ袋につきましても、汚れがあり資源ゴミとして扱えないことから、焼却処分をしております。資源ゴミとして収集しているプラスチック製容器包装については、固形燃料としてリサイクルしております。これらことから、バイオポリエチレンを素材とするものをゴミ袋として指定いたしません。しかし、ゴミの減量化・再資源化については、今後、ゴミ行政の動向を踏まえて検討しなければならぬと考えております。

②町で収集・処理できないゴミの見直しについてであります。

まず、ゴミ収集カレンダーは、主にゴミ出しに関する日程表となっており、ゴミの種類やその出し方については、分別ガイドブックに記載しております。各世帯に配布するとともに町のホームページにも掲載しておりますのでご活用をお願いするところであります。また、分別ガイドブックの周知については、充分に町民の皆様にご利用頂くため、広報まつしげへの掲載や次回作成するゴミ収集カレンダーにその旨の掲載を行いたいと考えております。また、現在のガイドブックは平成

27年に作成し、残り部数も少なくなっておりますので、令和3年度に作成したいと考えており、そのときに町民の利便性を踏まえ、充実・見直しを図りたいと考えております。

3 町の活性化について

問

町の活性化については、松茂まるしえや新交流拠点計画など、積極的に取り組んで頂いていますが、「町内には、家族・友人や町外の人たちと気楽に交流できる温泉やショッピングモールなどの娯楽施設がない」との声を聞きます。地方創生や活性化について、従来の「町行政の取り組みや結果に対するアンケート調査」でなく、「町に何をしたいか、地方創生や活性化には、どうすればよいか」など、町民の直接的なニーズを把握し、広く町民が望んでいる施策を長期計画に反映しただらうか。

答

町民の意見を長期計画に反映している。商業施設の誘致は、難しい

本町は、「少子高齢化」及び「人口減少」対策として、「第五次松茂町総合計画」及び「松茂町まち・ひと・しごと総合戦略」を町の基本指針として

4 防災・減災対策について

問

近年、異常気象により、全国各地で想定外の雨量やそれに伴う内水氾濫による大災害が発生しております。

①松茂町では、近年、農地転用が進み、遊水地である農地が減少するとともに分譲住宅や駐車場、資材置き場等が増えており、用排水路に流れ込む水の量が多くなっています。

河川等への排水ポンプ能力の完全を図っているものの、用排水路につい

ては、従前通り、抜本的な改善をしていないのではないか。現状と異常気象による風水害への対応を求めます。

②被災した自治体によると、避難指示や避難要請を発令しても、避難をしない、いわゆる避難放棄者が多くいると聞いています。避難放棄者にどう対処するのか、また、非常時における町民や来町者への周知は、どのようにするのか、お答え下さい。

答

内水面の排水対策とともに旧吉野川河川改修の早期完成を国に要望する。防災行政無線をデジタル化し、屋外子局を増設する

①平成12年からの20年間で、34・8ヘクタール農地が減少し、農地の保水能力は、1万1千トン減少したと考えられ、その水が水路へ流れ込んでいいると思われま。

その間、排水ポンプの新設などにより、排水能力は、1・2倍に改善しています。

そして、豪雨の恐れがある場合は、事前に水路の水を最大限少なくしておく等の対策を講じております。しかし、最近の異常気象による大雨に対しては、浸水被害の発生する恐れもありますので、内水面の排水対策はもとより、現在行われている旧吉野川河川改修についても、早期な完成に向けて、引き

続き国へ要望してまいります。

②避難放棄者の問題については、承知しているが、今後とも、逃げ遅れゼロの方針のもと、自分が率先して避難する。そして、全員の避難を大前提とする住民意識の機運、情勢を作り上げる取り組みを工夫しながら住民主体のワークショップや避難訓練を実施し、住民の皆様と連携して、周知・啓発を行ってまいります。また、小中学校でも率先避難・全員避難の重要性についての防災学習を積極的に取り組んでまいります。

次に、災害時の迅速な情報連絡手段である「防災行政無線」については、新たにデジタル方式を導入し、その設計の中で、屋外子局については、現状の13局を25局へ増やすと共に、音声伝達性能に優れた最新式のホンアイレスピーカーを採用するなど、屋外にいる方への情報伝達に最大限配慮した施設整備をする予定です。また、新しい屋外子局へは「パトライト」と呼ばれるLEDの赤色灯も設置する予定であり、視覚的にも緊急事態の発生を周知いたします。

5 町民目線にたった行政対応

問

①業務の見直しについて行政の仕事をする上で、今

のやり方、ルールが今の時代や町民のサービス・ニーズに合っているか、小さい些細なことからも見直ししてみたらどうか。

②職員の意識改革について

町民と接するとき、「これはキマリだからダメ、法律で決まっているからダメ」とつっけんどんにお応えしていませんか。町民が困っているとき、一緒になって解決策を考えてあげるとか、町民の側にたった対応を心がけるような意識の改革をしてはどうか。また、町民より高い目線で物事を言うなど対応していないか、言動も見直したらどうか。職員の意識改革、行政改革に全力で取り組むべきと思うが、ご回答下さい。

答

業務のあり方進め方は、常に心がけ見直しをしている。意識改革については、5つの人事改革を進める

業務の見直しについてであります。議員ご指摘のとおり、その時代背景や町民のニーズなどにより、その時点において最適なルールを検討する必要があります。常にチェックが求められます。

例えばございました「嘱託職員等の年齢制限」につきましては、町が任用する会計年度任用職員、或いは嘱託職員については、既に募集条件において年齢制限を撤廃しております。これは、

本町が掲げる「高齢者が活躍するまちづくり」に適うものであり、町が委嘱する委員等についても同様であります。このように、業務の在り方、進め方については、常に現状に即した見直しを心がけております。

次に、「職員の意識改革」についてお尋ねでございます。

議員ご指摘のように、公務員としてあるべき姿は、「住民目線に立った公務員」であり、「出来る」「出来ない」を判断する態度に留まるのではなく、住民とともに知恵を絞り、汗をかき、「どのようにしたら出来るか」を考え抜く存在であって欲しいと思っております。

町長の所信表明にもありましたように、今、松茂町は急速に少子高齢化が進んでおり、人口減少の局面を迎えております。町職員として何かをしなれば、町は衰退へと向かって進んでいきます。

そこで本町と致しましては、「職員の意識改革」及び「資質向上」を図るため、令和2年度から、5つの人事改革“を押し進めてまいります。

第1は、「人事評価制度の更なる活用」であります。既に本町では、人事評価制度を導入し、昇格の基準として活用しております。今後は更に、上司が部下を指導する基礎資料として、また人材育成のツールとしての活用を進めてまいります。

第2は、「新人職員への重点的研修の実施」であります。新人職員には、公務員の基本となる考え方や職責を、確実に身につけて欲しいと考えており、十分な研修の機会を設けることと致します。

第3は、「幹部職員の研修」であります。幹部職員には、管理職として課を運営し、人財マネジメントや部下を育成する資質が必要であります。新年度、幹部職員全員が新人職員研修を担当することにより、組織論を学習し、人財を育成するスキルを身につけてもらいたいと考えております。

第4は、「年功序列による人事管理からの脱却」であります。既に課長等への昇格にあたっては、人事評価を第一としておりますが、今後はその対象を全年代へと広げ、成績を定期昇給へも反映させることといたします。目に見える成果を出した職員、努力し組織に貢献した職員、総じて人事評価の高い職員が、給与により報われる制度へと転換いたします。

第5は、「管理職登用試験制度の導入」であります。年功序列を廃し、真に必要な幹部職員を登用するためには、「組織をまとめる力」「部下を育成する力」等を評価指標とする試験を実施し、若手の抜擢も含め、求められる幹部職員像を変革いたします。

佐藤 禎宏 議員



1 農地を借り上げて町民農園を開設し高齢者団体等に貸付について

問 少子高齢者が進む中、松茂町も4人に1人が高齢者という高齢化社会になっており、今後高齢化社会が続くと予測されております。そうした中、高齢者対策の一環として、農地を借り上げて町民農園を開設し、高齢者の団体や組織に有料で貸し出し、高齢者が一緒に野菜づくりをして、物を作る楽しさや喜びを体験してもらい、仲間づくりや健康づくり、生きがいづくりに役立つのではないかと考えています。

答 町民農園の開設

一般的に町民農園とは、「高齢者の生きがいづくり」や、「農地を持たないサラリーマン家庭のレクリエーション」など、多様な目的で小さな面積の

農地を利用して、野菜や花を育てるための農園のことをいいます。

農地を借り上げて町民農園を開設し、高齢者団体等に有料で貸し出すことについてでございますが、今年度から試験的に、町が所有する豊岡の圃場の一部を個人に貸し出し、野菜などを作る楽しさや収穫の喜びを味わっていただくための体験農業を行っております。

令和2年度からは、その圃場一体を町民農園として位置づけ、広く公募し、希望する個人及び各種団体に有償にて貸し付けて参りたいと考えています。

板東 絹代 議員



1 防災・災害対策について

問 「マイ・タイムライン」シートを作るう

「マイ・タイムライン」は、平成27年9月に発生した関東・東北豪雨の洪水被害を教訓に国土交通省等が「逃

げ遅れゼロ」の目標に向けて始めた取り組みです。住民一人ひとりが家族構成や地域の危険な状況などに応じて避難情報などが発表された場合の行動を整理しておくものです。自身や家族のとるべき行動について「いつ」「誰が」「何をするのか」をあらかじめ時系列で整理することで、落ち着いて自分の身を守る行動ができます。

台風や大雨が予測される時、天気予報や注意報、警報を確認し、自身自身がとる標準的な防災行動を時系列に整理し、取りまとめた行動計画表です。災害に備えて準備すること等が明確になり有効性のあるものです。

①「マイ・タイムライン」についての講座開催の取り組み。
②小中学校の防災学習で「マイ・タイムライン」シートを学ぶ取り組み。

答 逃げ遅れゼロを目指す

町では、台風や大雨などによる河川の氾濫を想定し、お一人おひとりが状況に沿った避難行動を事前に計画することをマイ・タイムラインとして推進しています。

マイ・タイムラインの講座開催の取り組みにつきましましては、本町で、毎年行っている、総合防災訓練はもとより、

自主防災会を主体とする各種避難訓練・現地視察・防災研修会などの各種防災減災対策事業の一つのメニューとして導入してまいります。

小中学校の防災学習にマイ・タイムラインを取り入れる件につきましても、教育委員会・各学校とも協議しながら、防災学習として実施したいと考えております。

なお、マイ・タイムラインシートの作成については、専門性のあることでもあり、そのため、町としましても国土交通省徳島河川国道事務所また徳島県河川整備課に今後ご指南いただくことを、既にご了承いただいております。こうした協力も得て、マイ・タイムラインの周知に努めたく、進めております。町としても町民のより多くの皆様のためになるように、徳島大学・国・県との共催で、6月末をメドに洪水による逃げ遅れゼロを目指した、防災減災キャラバン開催を既に進めております。



森谷 靖 議員



1 役場職員の休暇の取得について

問

- ①フレックス・タイムの導入は、いかがですか。
- ②忙しい部署に他の部署から人を回すことはできませんか。
- ③同じ仕事を最低でも二人ができるようになっていきますか。
- ④各課にスペシャリスト、すなわちこの課のことであれば、すべて分かる人材を置いていきますか。

答

働きやすい職場づくりを考える

本町では、夏季に年休取得を奨励しているほか、昨年5月には臨時・非常勤職員の年休取得を促す通知を发出するなど、「働きやすい職場づくり」に向けた取り組みを進めております。

①フレックスタイムの導入でありませんが、現状、松茂町役場において、実は難しいものと考えております。

フレックスタイムは、1週の所定労働時間の範囲内ならば、働く者が始業時刻・終業時刻を自由に設定できる制度であり、仕事と子育て・介護等を両立しやすい働き方として研究開発、コンサルティング、デザイン等の職場で多く導入されている制度です。しかしながら役場の仕事は、朝8時30分から夕方5時15分までの窓口業務が必須であり、各課の限られた職員数により窓口サービスを提供している現状では、フレックスタイムの導入は時期尚早と考えております。

次に、②忙しい部署に他の部署から人を回す取り組みですが、式典や各種行事・イベント等の開催時には、各課が職員を出し合うなど、職員を融通する対応を致しております。また、今回のコロナウイルスへの対応など非常時には、他部署からの職員派遣等に取り組みむ必要があると考えております。

ただ、日常の通常業務については、実現困難であると考えております。

近年、役場の業務は、ITによる情報化、セキュリティとコンプライアンスの厳格化、また権限移譲の拡大などにより、各課の業務が細分化し、かつ専門性が非常に高まっております。専門性を有する人材の育成には、少なくとも数ヶ月程度かかるものであり、議員ご提案のように、忙しい部署へ臨機応変に人を回すことは、人材育成の面

から困難なものと考えております。関連して、他の部署へ異動した前任者などが応援に入ることがもたされませんでした。

日常的には実施困難ではありますが、非常の時には実施したいと考えております。

次に、③「同じ仕事を最低でも二人ができるようになっていくか。」とお尋ねでございますが、各課においては課員の職務分掌を定める際、「主担当」及び「副担当」を定めておりますことから、「YES」とお答えすべき筈でございますが、実際には先に述べましたように、業務が細分化、かつ高度化しておりますことから、「副担当」が承知していない業務が少なからずあるものと考えております。

同様に④「各課にスペシャリストを置いていくか。」とお尋ねにも、課長などの幹部職員が薄く広く理解していても、細分化、かつ高度化する業務の枝葉末節まで、全てを理解することは難しいと考えております。

ただ、今後、目指す方向性としては議員のお考えと同様であり、役場と致しましては職員の人材育成を通じて、専門的な知識と窓口サービスのスキルを兼ね備えた職員を多く確保し、「年休の取得しやすい職場づくり」或いは「働きやすい職場づくり」を実現したいと考えております。

令和2年3月16日

第1回定例会

常任委員会

委員長レポート

第1回定例会の議決の結果、議案第2号～28号の27件については、原案どおり可決しております。

総務常任委員会付託議案

議案第2号	土地開発基金条例及び土地取得特別会計条例を廃止する条例
議案第3号	松茂町課設置条例の一部を改正する条例
議案第4号	松茂町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例
議案第5号	松茂町各種委員会委員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例
議案第6号	松茂町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例
議案第7号	松茂町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
議案第16号	令和元年度松茂町一般会計補正予算(第6号)(所管分)

総務常任委員会

総務常任委員長 春藤 康雄

付託された議案7件は、原案のとおり可決いたしました。

主な質疑事項

Q 役場立体駐車場の利用はいつからですか。

A 駐車場建物は4月から利用開始する予定です。南側の平面駐車場は、5月上旬を予定しております。

産業建設常任委員会付託議案

議案第11号	松茂町特別会計条例の一部を改正する条例
議案第12号	松茂町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
議案第13号	町道路線の認定について
議案第14号	町道路線の変更について
議案第15号	町道路線の廃止について
議案第16号	令和元年度松茂町一般会計補正予算(第6号)(所管分)
議案第19号	令和元年度松茂町農業集落排水特別会計補正予算(第2号)
議案第20号	令和元年度松茂町公共下水道特別会計補正予算(第4号)
議案第25号	令和2年度松茂町長原渡船運行特別会計予算
議案第26号	令和2年度松茂町農業集落排水特別会計予算
議案第27号	令和2年度松茂町公共下水道特別会計予算
議案第28号	令和2年度松茂町水道特別会計予算

産業建設常任委員会

産業建設常任委員長 川田 修

付託された議案12件は、原案のとおり可決いたしました。

主な質疑事項

Q 排水機場の燃料費の減額は、どのような理由ですか。

A 例年より豪雨に対する稼働時間が少なかったことによるものです。

教育民生常任委員会

教育民生常任委員長 佐藤 富男

付託された議案9件は、原案のとおり可決いたしました。

Q 公共下水道使用料の減額は、どのような理由ですか。

A 工業団地の大手企業一社が、省エネ型の冷暖房機器へ更新したため、毎年使用料が減少しています。

教育民生常任委員会付託議案

議案第8号	松茂町児童館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例
議案第9号	松茂町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
議案第10号	松茂町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
議案第16号	令和元年度松茂町一般会計補正予算(第6号)(所管分)
議案第17号	令和元年度松茂町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
議案第18号	令和元年度松茂町介護保険特別会計補正予算(第5号)
議案第22号	令和2年度松茂町国民健康保険特別会計予算
議案第23号	令和2年度松茂町介護保険特別会計予算
議案第24号	令和2年度松茂町後期高齢者医療特別会計予算

予算特別委員会報告

予算特別委員長 藤枝 善則

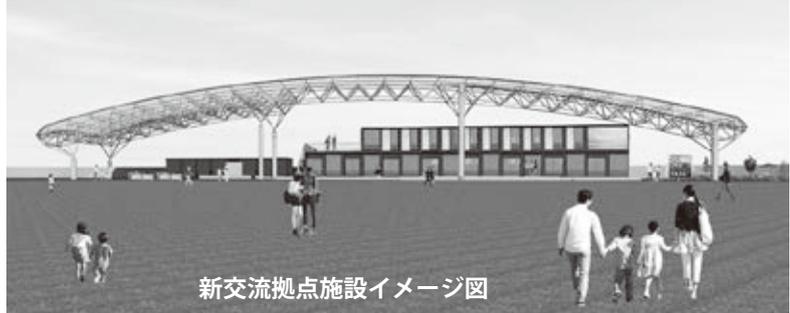
議案第21号「令和2年度松茂町一般

主な質疑事項

Q 放課後児童支援員は、どのような資格がいるのですか。

A 保育士や教師などの基礎資格を持った上で、研修を受講する必要があります。

会計予算」は、原案どおり可決いたしました。主要事業として、「防災行政無線デジタル化の整備計画」「長原地区津波避難タワー建設工事」「新交流拠点施設整備工事」「喜来児童クラブ施設増築工事」「中学校第二グラウンド整備工事」「総合体育館空調設備設置工事」「総合会館空調設備改修工事」の7事業があります。



「総合体育館空調設備設置事業」1億5千650万円など、大型事業により増額となったことによるものです。また、債務負担行為については、「総合会館空調設備改修工事施工監理業務」、期間は令和3年度、限度額584万6千円、「総合会館空調設備改修工事」、期間は令和3年度、限度額1億1千844万8千円の2件となります。令和2年度の地方債の起債については、「防災行政無線デジタル化整備事業」、5億4千800万円、「防護壁整備事業」3億1千3百万円、「臨時財政対策債」2億5千万円の3件で、合計11億1千100万円を起債いたします。地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入の最高額は、3億円とするものです。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ72億8千万円であり、前年度対比17・6%増、10億9千200万円の増額であります。

まず、歳入については、自主財源の要である町税について、町民税の個人が減額、法人は増額を見込んでおりますが、固定資産税は増額を見込み、町税全体で、前年より増額の計上となり、歳入における自主財源は、52・1%を占めています。

増額となった主な要因は、「防災行政無線デジタル化整備事業」5億4千811万8千円、「新交流拠点施設関連事業」3億4千303万円、「津波避難タワー建設事業」1億517万円、

歳出については、引き続き徹底した経常的経費の節減に取り組んだ予算編成となっております。その他、主要な事業については、先ほどの7事業の他、「総合計画策定事

業」、「教育振興計画策定事業」等があります。また、長年実施してきた「スカイフェスタ松茂事業」は、令和元年度の事務事業評価の結果を踏まえ、節目となる令和2年度限りとする事になりました。

総務常任委員会所管分 主な質疑

Q たばこ税が前年より500万円増額していますが、どのような理由ですか。

A 法律の改正により税率が上がったためです。

教育民生常任委員会所管分 主な質疑

Q デジタル教材は小学校が対象ですが、中学校は対象にならないのですか。

A 令和3年度に中学校の教科書が改訂するので、改訂に合わせてデジタル教材を考えております。

デジタル教材



Q 北ノ川ポンプ場設置工事はどのような工事ですか。

A 現在、大雨の時に可搬式ポンプを設置して対応しておりますが、国の河川改修に合わせてポンプ場の設置を行います。

諸般の報告

松茂町ほか二町 競艇事業組合

鳴門市と共催の競艇事業は年間で24日間開催され、収益金は、町の財源になっていきます。

「ボートレース鳴門」は広域発売である電話投票等の売り上げが好調であり、直近、平成30年度の総売上高は、約387億円となっております。平成30年度からは、上半期に「薄暮レース」、下半期に「モーニングレース」を開催し、更なる売り上げ向上に努めております。また、令和2年度には「SGオーシャンカップ」が開催される予定で、売り上げの向上が見込まれます。

今後、ボートレースのさらなる魅

力アップと、新たなファン獲得への取り組みを進め、環境の整備やサービス内容の充実等を図っていくように、管理者共々努力します。

板野東部消防組合

令和2年度の当初予算額は11億3,367万3千円であり、そのうち松茂町の負担金総額は2億5,750万6千円となっております。平成31年度の主な事業のうち、主要装備の更新事業として、13メートル放水塔付き消防ポンプ自動車を購入、令和2年3月には、高規格救急自動車1台の更新配備を完了し、今後更なる高度な救急業務が遂行出来るものと確信をいたしております。

今後、徳島県及び県内消防と連携を図りながら、適切に運用してまいります。



板野東部青少年 育成センター組合

青少年の補導活動並びに健全な育成指導を行うことを目的として、街頭補導活動、不審者対応、健全育成活動、有害環境浄化活動、広報啓発活動などの業務を実施しています。

そのほか、平成28年6月に発足した「松茂・北島子ども若者支援地域協議会」は4年目を迎え、育成支援講習会や実務者会議を適宜開催し、課題解決に向けて取り組んでいます。

徳島県後期高齢者 医療広域連合

広域連合では保険料の決定、医療給付等を行い、各種届出の受付、窓口業務、保険料の徴収等は市町村で行っています。

2月の定例会において、令和2年度一般会計予算・特別会計予算・徳島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正などについて決定しました。条例の一部改正については、保険料率の改定、保険料の賦課限度額の変更及び被保険者均等割保険料の軽減対象の拡充を行うための改正です。

監査報告

監査委員 日根啓一・春藤康雄

1、定例監査

監査の結果、各課等の予算に係る財務に関する事務は適正に執行されているものと認められます。

また、その他の事務事業管理についても適正に執行されているものと認められます。なお、監査の結果と所見については次のとおりです。

2、監査の結果

(1) 予算の執行については、概ね良好に進んでいることを認めます。歳入予算においては、国費、県費の各事業補助金等は、年度末の交付となっているものが多いので、それらに対応する予算（歳出）が多額になり、資金繰りが困難になることも考慮し、十分注意して執行してください。

また、町税及び国民健康保険税については、処理困難事案が多い繰越滞納分の圧縮が図られています。これは、厳正・的確な滞納整理が実行されていると評価できます。今後も、住民が不公平感をいだくことのないよう積極的な滞納処分を取り組みをお願いします。

歳出予算においては、国や県の補助事業を最大限活用し、さらに徹底した経費の節減に取り組んでください。

また事務事業の実施については、常に計画性とコスト意識をもって、高い住民サービスが提供できることを望みます。

(2) 令和元年度は、役場立体駐車場及び津波避難タワー整備等の地震津波対策事業を実施し、防災体制強化の取り組み意欲が伺えました。

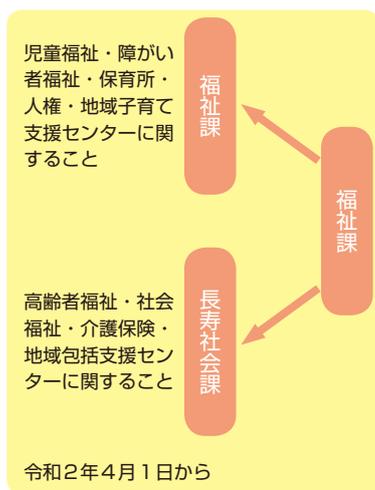
また、地方創生のための拠点施設の整備に着手し、新しいまちづくりを推進し、住みよいまちづくりを期待しています。

全員協議会報告

令和2年3月4日に議員全員、町長はじめ担当職員出席のもと、町づくりに関わる重要事項について協議いたしましたので主な内容を説明します。

町組織の機構改革について

今回の機構改革におきましては民生部門課の組織変更でございます。まず、新年度から福祉課とは別に新たに長寿社会課を設けようとするものです。これは高齢化の進行等に伴いまして業務



の対応化及び業務量の増加に対応し、より効果的に業務を行うことを目的としております。

ハザードマップについて

平成26年3月に作成しました前回の津波防災ハザードマップにつきまして、は住民のより確実に迅速な避難行動を実施することを目的として更新を行いました。これまでの地震、津波、防災対策を基に新たに追加された指定緊急避難場所を追記した他、想定津波浸水深を基準水位へ表示変更するなどマッ



プの見直しを行うと共に防災意識啓発の為の情報掲載した冊子を作成しました。それと我が家の津波ハザードマップを作成しております。避難場所等の確認にお使いいただくということにもなります。

下水道会計の地方公営企業化に向けてについて

公共下水道事業や集落排水事業につきましては、平成27年1月に総務大臣通知により、公営企業法適用会計に移行するように要請があり、平成31年1月には更なる取り組みの推進についての通知がありました。これを受けまして本事業に必要な住民サービスを将来にわたり安定的に提供するため、公営企業法適用会計に移行して経営状況の確な把握をし、長期的な視点に基づく経営の施策を講じてさらなる強化に取り組みむものがございます。現在上下水道課では公営企業法会計化に向けて関係書類等の整備やこれに係る所用の条例改正の準備を進めております。

コミュニティスクールについて

近未来の社会を子供達一人一人が未来の作り手となるような、生き抜く力をつけるのを目的としております。コミュニティスクールとは、学校運営協

議会を設置した学校のこと、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる、地域と共にある学校作りへの転換を図る為の有効なしくみです。中学校に本部を置いて各幼稚園・小学校とつなげています。子供達が沢山の大人と出会って多様な価値観・職種・技術・生き方に触れることで自らの可能性を發揮し、よりよい社会と幸福な人生の作り手となっていくようにと考えております。

編集後記

いつ時迄、紙媒体による議会の機関紙として、活動を町民の皆様へ届ける事ができるでしょうか？

手に持つ紙のソフトな感触を感じながら読む「議会だより」も時代と共に変わって行き、変わる媒体に移行していく事に慌てず対応出来るように、今から準備していく必要を感じています。どちらにしても基本的には少しでも読みやすい、わかりやすい、興味が出る、そして読みたいと思える事を考え作成しました。

＝ 広報常任委員会 ＝

委員	委員	委員	委員	委員	副委員長
板東	佐藤	森谷	立井	川田	村田
絹代	禎宏	武雄	利彦	米田	利彦